

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認徳島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年2月及び同年3月

昭和51年1月末に勤務していた会社を退職後、すぐに市役所に出向き国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、妻が夫婦二人分を一緒に納付した。妻は申立期間について納付済みとなっているのに、私の分が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は2か月と短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、i) 社会保険事務所が保管している被保険者台帳管理簿において、昭和51年2月4日に事前交付されたことが確認できること、ii) 直前の国民年金手帳記号番号が付与された被保険者が昭和50年度の保険料を現年度納付していることから、51年2月から同年4月までの間に払い出されたものと推認することができ、51年1月末に退職後すぐに国民年金の加入手続を行ったとする申立人の主張は基本的に信用できる。

さらに、申立人の国民年金保険料を一緒に納付したとする申立人の妻は、申立期間を含む国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

徳島国民年金 事案311

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年1月から同年3月まで
昭和36年の国民年金制度が始まるころ、幼いころから知っているA市(旧B町)役場職員に勧められて年金に加入した。

加入直後は集金人を通じて保険料を納付していたが、その後は事情があつて未納の期間もあつた。

しかし、その後、集金人を通じて、過去の未納分もさかのぼって納付し、加入期間はすべて納付したはずである。

記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間については、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人が保管する領収証書から、当初未納であつた昭和36年10月から37年3月までの期間の保険料を37年9月29日に過年度納付し、また、37年7月から同年12月までの期間の保険料を39年1月23日に過年度納付したことが確認できる上、申立人の配偶者が保管する当時の日記からも、申立人が、申立期間前後の期間において、現年度の保険料を納付しながら過去の未納保険料を過年度納付していたことが確認できることから、申立期間が未納となっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

徳島国民年金 事案312

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年9月

昭和42年度の国民年金保険料1年分を前納した。その後、昭和42年6月に厚生年金保険被保険者となったことにより、還付手続を行った。昭和42年8月31日に退職したことから、再度、42年9月から43年3月までの国民年金保険料を一括して納付した。

20歳から結婚するまでの間については、母親が国民年金保険料を納付してくれた。結婚時に国民年金手帳を渡され、完納していると聞いた。

昭和42年9月だけ未納とされることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、社会保険事務所の特殊台帳を見ると、当初未納とされていた昭和42年5月の国民年金保険料が還付記録の記載誤りから納付済みに訂正されている上、平成20年8月12日付けで社会保険事務所のオンライン記録で未納とされていた昭和42年10月から43年3月までの期間について、申立人が所持する国民年金手帳の検認印により納付済みに訂正した経緯が確認できるなど、行政における記録管理に過誤が認められ、申立期間の納付記録の管理も適切に行われていなかった可能性がうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

徳島国民年金 事案313

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年11月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年10月から37年3月まで
② 昭和52年11月から53年3月まで

当時、私は、A都B区で叔父が経営する海産物問屋に住み込みで働いており、昭和36年4月から46年1月にC県に帰郷するまでの国民年金保険料については、叔父が他の従業員の分と一緒に納付してくれた。

C県に帰郷してからは、D町E地区の納付組織を通じて、夫の国民年金保険料と合わせて私が納付していた。

昭和52年10月に住民票上はF地区へ転居となっているが、実際の住居は移動しておらず、そのままE地区の納付組織を通じて納付していた。未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、5か月と比較的短期間であるとともに、申立人が合わせて保険料を納付したとする配偶者の当該期間に係る記録は納付済みとなっている。

また、申立人の主張するとおり、当該期間当時、納付組織が存在していたことが確認できることから、その主張に不自然さは無い。

2 一方、申立期間①については、申立人の叔父が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人の国民年金保険料を納付していたとする叔父も既に死亡しているため、申立期間に係る国民年金保険料の納付状況等は不明である。

また、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の叔父及び叔母の申立期間に係る納付記録も未納となっており、ほかに申立人の

叔父が申立人の当該期間に係る国民年金保険料を納付していたことを
うかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和52年11月から53年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和19年10月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、21年8月24日に喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、当該期間に係る申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和19年10月から21年3月までは20円、21年4月から同年7月までは90円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年4月から24年ころまで

私は、申立期間について、A市B町CにあったD事業所に勤務していた。申立期間について、D事業所における厚生年金保険被保険者期間がないか調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間のうち、昭和19年10月1日から21年8月24日までの期間については、申立事業所が所在していたとするA市は、合併前には旧E郡B町であったことから、社会保険事務所が保管しているE郡内の申立事業所（F事業所B工場）に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立人と同姓同名かつ同じ生年月日で、基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録（厚生年金保険記号番号〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇）が確認できたことから、申立人が当該期間に同社に勤務し、厚生年金保険の被保険者であったことが認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和19年10月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、21年8月24日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、昭和19年10月から21年3月までの期間は20円、21年4月から同年7月までの期間は90円とすることが妥当である。

2 一方、申立期間のうち、昭和21年8月から24年ころまでの期間については、前記1に掲げた健康保険厚生年金保険被保険者名簿の「資格喪失年月日」欄に21年8月24日と記載されており、その後、申立人が申立事業所において再び厚生年金保険被保険者資格を取得したことをうかがわせる関連資料等は確認できない。

また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる給与明細書等の関連資料は無い上、申立期間に係る申立人の記憶も曖昧である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和21年8月24日から24年ころまでの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

徳島国民年金 事案314

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年7月から51年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年7月から51年6月まで
国民年金保険料を初めて納付する時にまとまった金額を納め、納付するときはすべて主人と一緒に納付したにもかかわらず、私と主人の国民年金保険料納付済期間が異なることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の被保険者台帳及びA市の被保険者名簿によると、申立人夫婦が、昭和51年7月から53年3月までの期間について53年7月26日に過年度納付、36年4月から41年6月までの期間について55年6月30日に特例納付していることが確認できるものの、申立人は、納付した特例納付保険料の金額等を全く記憶していない上、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)も無い。

また、A市が保管している被保険者名簿の「備考」欄には、「36.4~41.6 51.7~53.3 現納作成53.7.13」と記載されていることから、申立人に交付された特例納付に係る納付書に記載された納付対象期間は、昭和36年4月から41年6月までの期間であったと考えるのが自然である。

さらに、一緒に納付したとする申立人の夫は、申立期間の一部について未納となっている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

徳島国民年金 事案315

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで
国民年金制度発足時から約2年が経過した時点（昭和38年ころ）で、役場職員であったA氏から勧められたことを契機に国民年金に加入した。A氏から、「今まとめて納付すれば、最初に入った人と同じ資格ができる。」と言われ、夫婦二人分の過去の保険料（2年分）を当該職員に自宅で一括納付した。その後の保険料については、婦人会を通じて納付していた。

申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、社会保険事務所が保管している被保険者台帳の昭和38年4月から同年6月までの納付記録欄に「届出前消滅」の押印がなされていること等から、申立人の国民年金手帳記号番号は、40年7月から同年9月までの間に払い出されたものと推認することができ、当該時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間である。

さらに、申立人の一括納付に係る納付対象期間及び納付金額等に係る記憶は曖昧である上、B市への照会結果においても、旧C町では、過年度保険料の集金や一時預かりは行っていなかったとしている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

徳島国民年金 事案316

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

国民年金制度発足時から約2年が経過した時点（昭和38年ころ）で、役場職員であったA氏から勧められたことを契機に国民年金に加入した。A氏から、「今まとめて納付すれば、最初に入った人と同じ資格ができる。」と言われ、妻が夫婦二人分の過去の保険料（2年分）を当該職員に自宅で一括納付した。その後の保険料についても、妻が婦人会を通じて納付していた。

申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、社会保険事務所が保管している被保険者台帳の昭和38年4月から同年6月までの納付記録欄に「届出前消滅」の押印がなされていること等から、申立人の国民年金手帳記号番号は、40年7月から同年9月までの間に払い出されたものと推認することができ、当該時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間である。

さらに、申立人の妻の一括納付に係る納付対象期間及び納付金額等に係る記憶は曖昧である上、B市への照会結果においても、旧C町では、過年度保険料の集金や一時預かりは行っていなかったとしている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

徳島国民年金 事案317

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から55年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から55年12月まで
昭和50年11月ころ、A市役所から国民年金に加入して保険料を支払うよう督促する通知が来たので、当時の妻が、A市役所B支所で国民年金への加入手続をした。その後は、当時の妻が毎月B支所で保険料を納付した。申立期間当時、C体育クラブのヘッドコーチをしており、経済的に恵まれていたので免除してもらう理由がない。確かに保険料を納めていたので納付済みと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び申立人の元妻が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人の国民年金加入手続を行い、申立期間に係る保険料を納付したとする申立人の元妻も、申立期間は申請免除期間となっているなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

また、申立人及び元妻の国民年金手帳記号番号は、夫婦連番で昭和49年11月ころに払い出されており、申立期間直前の51年3月までの期間は、夫婦共に未納となっているが、このことに関して申立人及び元妻の記憶は無く、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたとする元妻の納付状況、納付金額等に関する記憶も曖昧であり、申立期間に係る保険料を納付していたことをうかがわせる供述は得られない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

徳島厚生年金 事案156

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年6月1日から35年7月8日まで
社会保険事務所において年金記録の確認をした際、株式会社Aにおける厚生年金保険加入期間について、昭和35年8月に脱退手当金が支給済みとなっている旨の回答を受けた。
私は、脱退手当金を受け取っていないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約1か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても脱退手当金を請求・受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

徳島厚生年金 事案157

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年6月から61年3月まで

今まで勤めた会社はすべて社会保険に加入しており、A株式会社だけ入っていないとは思えない。当時の同僚はすべて加入しているのに私だけ無いのはおかしい。この頃は子供が生まれたばかりで健康保険なしの生活をした覚えがなく、国民健康保険に加入したことは今まで一度もない。調査の上、厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立の内容及び同僚の供述から申立人が、A株式会社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、同僚の供述からは申立人が当該期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立事業所において申立期間に厚生年金保険被保険者資格を取得した者の被保険者原票を確認したが、欠番は無く、申立人の氏名は見当たらない上、申立期間における申立人の雇用保険の加入記録は存在しない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年4月から36年2月まで

昭和32年4月、中学校卒業と同時にA株式会社に入社した。当時の勤務は1日8時間で日曜日以外は勤務していた。給料は1か月4,000円から5,000円くらいであったと記憶している。給料から社会保険料が控除されていたので加入記録がないというのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立の内容及び同僚の供述から、申立人が、A株式会社に勤務し、申立期間中にA株式会社がB株式会社C工場に名称変更したことは推認できる。

しかしながら、申立事業所が厚生年金保険適用事業所となったのは昭和36年3月1日であり、申立期間については厚生年金保険の適用事業所でなく、申立人及び申立人が記憶している同僚についても同日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが社会保険事務所の保管するB株式会社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できる。

また、申立事業所は既に廃業しており、当時の人事記録等関連資料は確認できない上、申立人が記憶している同僚からも、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。